

死者に関する情報の取扱いについて

1 本市の審議会等における考え方の経緯

- (1) 千葉県個人情報保護制度懇談会からの提言（平成7年6月）
千葉県における新たな個人情報保護制度のあり方について（抜粋）

(4) 生存しない個人に関する情報については、

- ① 個人情報の保護は、生存する個人の権利・利益の保護を目的とするものであること。
 - ② 生存しない個人自らが開示請求権等を行行使することは不可能であること。
- から、この制度の対象としないことが適当である。

しかし、生存しない個人に関する情報であっても、生存する個人との関係において保護することが必要な場合もあり、運用面において適切な配慮が必要である。

※平成8年4月1日 千葉県個人情報保護条例施行

- (2) 千葉県個人情報保護制度運営審議会からの答申（平成16年11月）
千葉県における個人情報保護制度のあり方についての答申（抜粋）

2 個人情報の定義

- 死者に関する情報について、死者は開示等の請求権を行行使することはできないが、その情報は保護の対象とすべきである。

(説明) 死者に関する情報について、行政機関法では個人情報を「生存する」個人の情報としており、現行条例においても「自然人（生存する個人）」に関する情報と定義している。確かに、死者は開示等の請求を行う能力を有しないので請求権は認めるべきではないが、市が保有する情報の中には生存者と同等の記録が含まれているものもあり、その取り扱い方によっては死者の名誉を傷つけてしまうことも予想される。

したがって、死者に関する情報についても生存者の情報に準じて、適切に取り扱われるようすべきである。

※平成17年4月1日 千葉県個人情報保護条例全部改正

2 本市の現状（死者に関する情報についての対応）

- (1) 遺族にも開示請求権を認めた事例

要介護認定された亡父に係る要介護状態の区分を審査するための書類について、相続人から開示請求があり、部分開示決定を行った。

【対応方法】相続に係る訴訟の争点が遺言書の効力に関するものであったため、戸籍謄本と原告準備書面にて確認した。

- (2) 情報提供を行った事例

高齢者施設において食中毒による死亡事件が発生し、死亡した入所者の検査結果について、遺族から開示請求があったが、情報提供により対応した。

【対応方法】検査結果が残された遺族の情報でもありと判断するまでに至らなかったため、請求権を認めず、裁量的判断で情報提供を行った。

3 政令指定都市等の状況

(1) 個人情報の定義

- ・生存する個人に関する情報 → 札幌、千葉、静岡、浜松、大阪、北九州
- ・個人に関する情報 → 仙台、さいたま、川崎、横浜、相模原、新潟、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、福岡

(2) 死者の情報に関する取扱いを条例に明文化している例（別紙1 1頁参照）

仙台市 死者の相続人 → 相続した財産に関する情報
死亡当時未成年者であった死者の親権者 → 当該死者に関する情報
死者の死亡当時の配偶者、子及び父母（いない場合は二親等以内の血族）
→ 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
（仙台市個人情報保護条例第15条）

川崎市 死者本人の配偶者、子又は血族である父母（いない場合は血族である兄弟姉妹）
→ 死者の保有個人情報（川崎市個人情報保護条例第16条第3項）

新潟市 死者本人の死亡当時の配偶者並びに子及び父母（いない場合は二親等以内の血族及び死亡当時における一親等以内の姻族）、死者の相続人
→ 死者の保有個人情報（新潟市個人情報保護条例第13条第3項）

(3) 条例以外の規定等で運用している例（別紙1 2頁参照）

札幌市 札幌市死者情報取扱要綱
当該死者の配偶者、子又は血族である父母（いない場合は二親等の血族である者）
→ 次の死者情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの）
・市立札幌病院等が保有する診療に関する記録、診療報酬明細書、介護保険に関する記録、救急出動報告書及び傷病者引継書

北九州市 遺族等による死者の個人情報の開示請求取扱基準（平成19年12月1日実施）

(4) その他の参考例

東京都の例（別紙2 参照）

「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書（東京都個人情報保護委員会平成9年3月）」を踏まえた制度運営